

名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業

実施方針等に関する質問への回答

- ・名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業に関して、令和8(2025)年2月6日までに受け付けた実施方針等に関する質問に対する回答を公表します。
- ・質問は、原則として原文のまま掲載しています。

令和8年3月5日

名古屋市

■実施方針に関する質問への回答

No.	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
1	実施方針	2	1	8	-	事業スケジュール	②建設期間_新施設が「令和10年4月1日～」となっておりますが、実際に設計期間を検討する中で、建設期間の開始を数カ月単位で前後させることは可能でしょうか？	建設期間の開始を前後に変更することは可能です。 建設期間を早める場合は、引渡日を同じ期間早期建設期間を延長しないことを条件とします。
2	実施方針	2	1	9	-	事業者の収入	本事業の業務にかかる対価について、物価変動に関する記載がありませんが、貴市発注の国際展示場第2展示館改築事業において、契約日からではなく入札公告日より起算し物価変動の請求が出来ることとなっております。本事業においても同様の取り扱いで入札公告時に物価変動にかかる取り扱いが設定されるものと考えてよろしいでしょうか？ また工事費のみでなく、設計・工事監理においても国土交通省の設計業務委託等技術者単価の変動に伴い物価変動の請求が出来るようにお願いしたいと存じます。	前段については、本事業の物価変動にかかる取扱いは入札説明書等に示します。 後段については、ご意見として承ります。物価変動にかかる取扱いの内容は入札説明書等に示します。
3	実施方針	2	1	9	-	事業者の収入	「本事業の業務に係る対価について、設計・工事請負契約書に基づき業者に支払う」とありますが、具体的な支払い条件等をお聞かせ下さい。例えば、工事着手時の前払い金の支払い予定や、年度毎出来高割合に応じた支払い予定などを、入札公告時に示して頂けないでしょうか。	本事業の業務に係る対価の支払い方法は入札説明書等に示します。
4	実施方針	2	1	9	-	事業者の収入	物価変動による改定は年1回行う事が出来ると考えて良いでしょうか。また、改訂の基準日は入札公告日と考えて良いでしょうか。	前段については、本事業の物価変動にかかる取扱いは入札説明書等に示します。 後段については、実施方針に関する質問回答No.2をご参照ください。
5	実施方針	6	2	4	1	応募者の構成員	ここでいう共同企業体はP14における設計・工事請負契約書を名古屋市と取り交わす者を指し、設計・建設・工事監理の各業務の参加資格要件における実績及び資格要件を満たした業務分担で構成する必要があるという事でしょうか？ その場合、例えば建設業務において全ての実績および資格を1社（A社）が有していれば、別の1社（B社）は実績を有していなくともA社と共同してすべての工事に従事することは可能でしょうか？	前段については、ご理解の通りです。 後段については、建設業務を行う企業であれば、実施方針P9「イ 建設業務を行う企業」の（ア）から（エ）は、全ての企業（広場の建設業務のみを実施する者は除く。）が満たしている必要があります。また、（オ）は1者以上が満たすこととし、全ての企業が満たしている必要はありません。広場の建設業務を実施する者のうち、1者は（イ）、（カ）及び（キ）の全てを満たすこととし、それ以外の広場の建設業務を実施する者は（イ）及び（カ）を満たすものとします。実施方針を修正します。
6	実施方針	6	2	4	2	応募者の構成等	イ「～また、これらの各業務にあたる者の間に資本関係又は人事面において～」とありますが、これらの各業務とは、建設業務と工事監理業務の兼務のことであり、建設業務を複数社（例えばA社とB社）で行う場合は、A社とB社間に資本関係があっても、工事監理業務者がA社及びB社と資本関係等がなければ良いという解釈で良いでしょうか。	ご理解の通りです。
7	実施方針	8	2	4	3	応募者の参加要件等	サ「次に示す者及びこれらの者と「資本面又は人事面において関連がある者」でないこと。」とあり、総合評価委員が属する企業は参加できないとありますが、総合評価委員が不明です。所属先だけでも公表できないでしょうか？	ご意見として承ります。総合評価委員を公表する場合は、入札説明書等に示します。
8	実施方針	8	2	4	4	ア 設計業務を行う企業	（エ）「平成22年度以降に・・・（中略）・・・延べ床面積2,000㎡以上の地下駐車場の新築・・・実績を有する者であること」とありますが、複合用途建物のうち駐車場を主用途とする地下部分の延べ床面積が2,000㎡以上であれば良いと言う認識でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。 ただし、駐車場の用途に供する部分以外で「駐車場を主用途とする地下部分」と認める面積は、駐車場の維持管理・運営に係る部分のみですので、ご注意ください。
9	実施方針	9	2	4	4	イ 建設業務を行う企業	（オ）「平成22年度以降に・・・（中略）・・・延べ床面積2,000㎡以上の地下駐車場の新築・・・実績を有する者であること」とありますが、複合用途建物のうち駐車場を主用途とする地下部分の延べ床面積が2,000㎡以上であれば良いと言う認識でよろしいでしょうか？	実施方針に関する質問回答No.8の回答をご参照ください。
10	実施方針	10	2	4	4	ウ 工事監理業務を行う企業	（エ）「平成22年度以降に・・・（中略）・・・延べ床面積2,000㎡以上の地下駐車場の新築・・・設計の実績を有する者であること」とありますが、複合用途建物のうち駐車場を主用途とする地下部分の延べ床面積が2,000㎡以上であれば良いと言う認識でよろしいでしょうか？ また、設計の実績に加えて工事監理を履行した実績も認めていただきたいと存じます。	前段については、実施方針に関する質問回答No.8の回答をご参照ください。 後段については、ご意見として承ります。実績については、入札説明書に示します。
11	実施方針	10	2	4	5	参加資格要件を欠いた場合の措置、応募者の構成員の変更	ア「応募者の構成員が参加資格～」において、やむを得ない事由で市が構成員の変更を認める場合とは、具体的にどのような事由でしょうか。	やむを得ない事由に該当するかは、状況に応じて市が判断します。
12	実施方針	10	2	4	5	参加資格要件を欠いた場合の措置、応募者の構成員の変更	イ「応募者の構成員の変更可否～」において、やむを得ない事由で市が構成員の変更を認める場合とは、具体的にどのような事由でしょうか。	実施方針に関する質問回答No.11の回答をご参照ください。
13	実施方針	13	2	5	3	落札者の決定・公表	イ「落札者における応募各社の変更可否～」において、やむを得ない事由で市が構成員の変更を認める場合とは、具体的にどのような事由でしょうか。	実施方針に関する質問回答No.11の回答をご参照ください。
14	実施方針	15	3	1	2	想定されるリスクと責任分担	「市と事業者の責任分担にかかる詳細事項は、設計・工事請負契約書案において示す。」とありますが、入札公告時に役割およびリスクの分担表は明示いただけないでしょうか？	原案のとおりとします。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
1	要求水準書（案）	3	1	2	7	事業の枠組み	図1.本事業のスキーム図において、名古屋市から請負契約を締結する共同企業体（JV）は、設計企業、建設企業、工事監理企業それぞれの業務を行う企業全社で構成されたいわゆる乙型JVになるという認識で良いでしょうか。	名古屋市から請負契約を締結する共同企業体（JV）は乙型JVとします。詳細は入札説明書等に示します。
2	要求水準書（案）	3	1	2	7	事業の枠組み	上記の乙型JVのうち、建設業務を複数者で実施する場合は、当該者間の共同企業体協定書を結んで実施するという理解で良いでしょうか。	乙型JVにおいて建設業務を複数者で実施する場合は、分担共同実施方式（※）とします。その場合、設計・工事監理と建設業務が一体となった共同企業体を設立するものとします。共同企業体協定書の様式も含め、詳細は入札説明書等に示します。 ※設計業務、工事監理業務又は建設業務の各業務について、それぞれ、共同企業体の複数の構成員が共同実施し、又は共同企業体の複数の構成員が業務を分割実施することにより業務を実施する方式。
3	要求水準書（案）	7	1	8	2	イ 技術者及び担当者の配置	業務技術者・担当者の通知について、工事および工事監理に関する者は令和10年4月が業務開始となると存じますので、その開始前の通知として頂けないでしょうか？	請負契約締結時に通知していただき、工事及び工事監理業務開始前に変更となった場合は、定められた期間内に変更を通知して下さい。
4	要求水準書（案）	10	2	1	3	ア 地盤の状況	「事業者が行った地盤調査の結果が「参考e.地盤調査報告書」の内容と相違しても、要求水準の変更の対象とはならない。」とありますが、地盤調査の結果として、設計変更が必要となり工事費が提案よりも増える場合には、事業者の責任で負担できるリスクでは無いため、名古屋市と工事費の負担および工期延長等について協議できるものとしていただきたいと思います。	原則的には事業者の負担としますが、提案時に予期出来ない事由により、工事費及び工期を大きく変更する必要が発生した場合は、市と協議するものとします。
5	要求水準書（案）	11	2	1	5	建設工事期間中における既存施設の使用について	工事期間中は、8の字ループを利用して陸上競技場と北陸上競技場を行き来出来る状態を保つことができれば、8の字ループの一部を通行止めによる施工は可能と考えて良いでしょうか。	ご理解の通りです。 通行止めをしない工事計画の提案を求めますが、やむを得ず通行止めをする場合は、利用者の安全確保及び事前の迂回路案内を行ってください。
6	要求水準書（案）	11	2	1	5	建設工事期間中における既存施設の使用について	レクリエーション広場は、既存施設の工事による休場期間（令和10年4月1日～建設期間終了まで）において、工事に伴う施工ヤードとして利用は可能でしょうか。	レクリエーション広場を施工ヤードとしての目的で休場とすることはできず、レクリエーション広場が工事による休場が必要となる場合のみ施工ヤードとして利用可能です。
7	要求水準書（案）	11	2	1	5	建設工事期間中における既存施設の使用について	既存施設の工事による休場期間（令和10年4月1日～建設期間終了まで）以外は、レクリエーション広場の利用者が使用可能な状態に保つこととありますが、使用可能な状態とは、レクリエーション広場全体という事でしょうか。それとも協議次第で一部使用不可とすることは可能でしょうか。	協議の上、レクリエーション広場の半面未満の範囲について使用することは可能とします。レクリエーション広場を工事で使用する場合は、表土補修、整形等の復旧をして下さい。
8	要求水準書（案）	16	2	2	3	表8 新施設の基本要件	表中 4 機能性 3 ユニバーサルデザイン 「○整備や配慮をしていくことが望ましい内容」も遵守することとありますが、○の望ましい項目として設定されている基準についても、本計画では必須項目として取り扱い、その基準で整備しなくてはならないという事でしょうか？	ご理解の通りです。
9	要求水準書（案）	19	2	2	5	維持管理・運営に配慮した施設計画	ク「維持管理・運営に有益となる什器・備品等は、事業者提案によって整備することも可」ケ「その数量については維持管理をするにあたって十分なものとし、詳細については市との協議により決定すること」とありますが、要求水準別紙11および事業者提案によるもの以外の備品調達が発生した場合については別途としていただきたいと思います。	要求水準書（案）別紙11を含む要求水準書一式および事業者提案書に記載のない備品については、市との協議により決定するものとします。
10	要求水準書（案）	20	2	2	6	エ 管理者導線	「（ウ）山崎川沿い園路は河川管理車両用に地上部で有効幅員3,000 mm以上確保すること。」とありますが、新施設施設範囲に施設用地の外側、山崎川との間の園路が含まれており、こちらの園路の河川管理車両用の舗装のやり直しが必須ということでしょうか？	事業予定地の山崎川沿い園路はやり直しが必須ではありません。既設のままとする場合も建設業務において損傷が発生した場合は復旧をして下さい。
11	要求水準書（案）	20	2	2	8	デザイン計画	カ「外部に露出する鉄部は溶融亜鉛めっきとし、特に利用者から見える鉄部は溶融亜鉛めっき等下地の上、フッ素樹脂等耐候性の高い塗装仕上げとすること。」ケ「外部手摺り等はさびや腐食を考慮し、原則としてステンレス製とすること。」とありますが、既存の8の字ループの手摺りは溶融亜鉛めっき仕上げだと思われませんが、既存との接続や意匠的な連続性などを考慮し、外部手摺等は溶融亜鉛メッキでも問題無いと思いがいでしょうか？	原案のとおりとします。
12	要求水準書（案）	23	2	2	10	仕上計画	イ「エントランスモールなど」とありますが、要求諸室には無いと思われします。何をイメージされていますでしょうか？	ご理解の通り、諸室要求事項一覧に該当の諸室はありません。提案により、エントランスモールに類似する諸室を整備する場合に適用して下さい。
13	要求水準書（案）	37	3	1	3	実施体制	監理技術者は建設業務を行う企業から配置することとありますが、建設業務を複数の企業で実施する場合において、地下駐車場と広場の建設業務を分けて実施する場合は、あくまでも代表企業から配置する考えで良いでしょうか。	本事業は乙型JVのため、地下駐車場と広場の建設業務を別々の企業が実施する場合、それぞれの企業から監理技術者を配置して下さい。

No.	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
14	要求水準書（案）	37	3	1	4	ア 統括管理技術者の要件	統括管理技術者は（ア）（イ）（ウ）の要件を満たしていると事業者側で判断すればよく、技術者としての資格等を有していなくても良いでしょうか？	ご理解の通りです。当該業務を円滑に遂行し得る技術者を配置するものとします。ただし、統括管理技術者の能力がその役割にふさわしくないと市が判断した場合は、統括管理技術者の変更を指示する事があります。
15	要求水準書（案）	37	3	1	4	イ 統括管理技術者の変更	「原則として、業務期間にわたり統括管理技術者を変更することはできない。」とありますが、長期にわたる事業であり、社内役職の変更により事業者として責任者としての地位を任せることが不適当と考えられる場合や任命期間が複数年をまたがる場合は変更できるものと考えてよいでしょうか？	原則として、事業期間における統括管理技術者の変更は認めず、統括管理技術者の業務遂行が困難である場合において、市と協議の上、統括管理技術者の変更を認めます。
16	要求水準書（案）	41	4	1	6	イ 市による任意の確認	「いつでも求め、確認することが出来る」とありますが、設計の業務進捗に影響を与えない程度と頻度でお願いしたいと存じます。	原案のとおりとします。なお、市との調整は「設計部会（1回/月以上）」及び日常的な業務連絡等にて行います。市は、業務スケジュールの遅延や事業者の説明不足に対して「市による任意の確認」として状況の報告や書類の提出を求めます。
17	要求水準書（案）	42	4	1	6	エ 設計変更について	「要求水準及び提案内容等の変更により、設計に変更が生じる場合は、これに対応すること。」とありますが、設計変更の起因が事業者側に無い場合は、名古屋市による費用負担を協議頂けると考えてよいでしょうか？	事業者に起因する理由により設計図書を変更する必要が生じた場合は、原則として一切を事業者が負担するものとなります。事業者が知り得ない又は想定できない事項を要因として費用の増減が発生する場合は、費用の増額又は減額が合理的であると市と協議により確認できたときに限り、当該費用は変更の対象となります。
18	要求水準書（案）	42	4	2	2	ア 業務の実施	「（ウ）計画趣旨や工事計画等について、近隣住民等への説明会を開催すること。」とありますが、計画趣旨については名古屋市からご説明いただき、設計内容・工事計画については事業者から説明するものと思いますが、その認識でよろしいでしょうか？ なお工事計画については建設業務からの説明となると思われるため、実施時期については工事開始前となり、内容に関しては関係者との協議という認識でよろしいでしょうか？	前段については、「計画趣旨」は、事業者が行う基本設計・実施設計の趣旨を指すものであるため、事業者が説明してください。 後段については、「工事計画等について、近隣住民等への説明会を開催すること」は、設計段階から工事計画について近隣住民等に説明することを求めるものです。説明会の実施方法や内容、事業者における役割分担は、提案に委ねます。
19	要求水準書（案）	44	4	2	6	地域住民等への説明等実施業務	「説明参加者からの意見等を最大限設計に取り入れること。」とありますが、最大限ではなく、実現可能性等を検討したうえで可能な限り設計に取り入れる事と修正をお願いしたいと存じます。	原案のとおりとします。なお、「説明参加者からの意見等を最大限設計に取り入れること」とは、説明会参加者の意見等を全て取り入れることを求めるものではなく、できる限り取り入れられるように工夫・検討することを求めるものです。工夫・検討の上、取り入れるかどうかは、市と事業者の協議の上、市が判断します。
20	要求水準書（案）	45	5	1	4	実施体制	「監理技術者のほか、配置する意匠、構造、電気設備、機械設備、昇降機設備、公園等の専門別の担当者の記載を必須とし」とありますが、専門別の担当者については建設工事を共同して行う2以上の企業が相互に補充しあう形で配置することは問題無いと認識してよいでしょうか？ ただしそれぞれ担当する工事範囲における参加資格実績要件は満たすものとします。 例 意匠A社、構造A社、公園B社、 電気・機械・昇降機は一次下請け	ご理解の通りです。
21	要求水準書（案）	47	5	1	5	エ 業務報告書・業務完了届	「（ア）設計業務については・・・」となっていますが、建設業務の誤りでしょうか？	ご指摘の通りです。要求水準書（案）(P47)第5章の1(5)エ「（ア）設計業務については、「年次業務報告書」及び「月次業務報告書」を提出すること。なお、「年次業務報告書」は年度終了後10 開庁日以内、「月次業務報告書」は翌月10 開庁日以内に提出すること。」の文中「設計業務」を「建設業務」と変更します。
22	要求水準書（案）	47	5	1	6	イ 市による任意の確認	「いつでも求め、確認することが出来る」とありますが、建設業務の進捗に影響を与えない程度と頻度でお願いしたいと存じます。	原案のとおりとします。なお、市との調整は「建設部会（1回/月以上）」及び日常的な業務連絡等にて行います。市は、業務スケジュールの遅延や事業者の説明不足に対して「市による任意の確認」として状況の報告や書類の提出を求めます。
23	要求水準書（案）	47	5	1	6	エ 設計変更について	「変更内容及び概算費用について市の承諾を得た上で、設計図書の変更を行うことができる。」とありますが、変更内容・金額が確定した際には名古屋市は事業者追加変更の費用を追加でお支払いいただけるものと考えてよろしいでしょうか？	事業者に起因する理由により設計図書を変更する必要が生じた場合は、原則として一切を事業者が負担するものとなります。事業者が知り得ない又は想定できない事項を要因として費用の増減が発生する場合は、費用の増額又は減額が合理的であると市と協議により確認できたときに限り、当該費用は変更の対象となります。
24	要求水準書（案）	48	5	1	6	ケ その他	「提出書類は、管理技術者（工事監理）が確認を行ったものを提出すること。」とありますが、ここでいう提出書類は工事進捗に伴う各種提出書類の事であり、前述の日本建設情報総合センターに登録する登録内容確認書ではないという認識でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
25	要求水準書（案）	48	5	2	1	ア 近隣説明・準備調査等	「（イ）建設工事着手前において、当該部分の計画趣旨や工事計画・・・（中略）・・・について、近隣住民等への説明すること」とありますが、設計業務同様、計画趣旨は名古屋市からご説明いただきたいと存じます。	「計画趣旨」は、事業者が行う建設工事計画の趣旨を指すものであるため、事業者が説明してください。
26	要求水準書（案）	49	5	2	2	建設業務及びその関連業務	コ「事業者は、市の監査等に関わる検査等の資料作成等に協力すること。（事業期間終了後も含む）」とありますが、事業期間終了後は軽微な求めには対応できるかもしれませんが、負荷のかかる資料作成は出来かねますので、協議の上で判断させていただきたいと存じます。	事業期間終了後の対応については、協議の上で決定するものとします。

No.	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
27	要求水準書（案）	49	5	2	2	建設業務及びその関連業務	サ「工事期間における市民やメディアへの効果的なPR方法を提案し、市と協議の上、適宜実施すること」とありますが、建設業務の範疇を超えていますので、要求水準からの削除をお願いします。	原案のとおりとします。
28	要求水準書（案）	49	5	2	2	建設業務及びその関連業務	サ「現場見学（名古屋市職員向け研修を含む。）や取材への対応（配布資料や説明パネルの作成を含む。）を行うこと。」とありますが、建設業務の進捗に影響を及ぼさない範囲での協力としていただきたいと存じます。	原案のとおりとしますが、頻度について、市は協議に応じます。
29	要求水準書（案）	50	5	2	2	建設業務及びその関連業務	ニ 建設発生土は「市が指定する場所に搬出すること」とありますが、事業者の判断で指定場所以外への搬出も認めていただけないでしょうか？	要求水準書（案）別紙10に記載している下記の理由による場合以外においては、市が指定する場所に搬出してください。 ・受入条件を満たす受入地が一覧にない場合 ・地理的条件等で受入地一覧表から受入地を選定することが適切ではない場合 なお、下記の記載は削除します。 ・別途、建設発生土の処分に関する契約を締結している場合
30	要求水準書（案）	50	5	2	2	建設業務及びその関連業務	ヘ 地中障害の撤去等については別途実費精算という認識で良いでしょうか？	事業者が知り得ない又は想定できない事項を要因として費用の増減が発生する場合は、費用の増額又は減額が合理的であると市と協議により確認できたときに限り、当該費用は変更の対象となります。
31	要求水準書（案）	50	5	2	2	建設業務及びその関連業務	ホ 作業可能日については、4週8閉所を遵守したうえで、市と協議のうえで土日祝日等の施工も検討できるものとしていただきたいと存じます。なお公園の行事等利用状況は考慮した工事内容としたいと存じます。	原案のまま、可能とします。
32	要求水準書（案）	51	5	2	2	建設業務及びその関連業務	ラ 現場事務所を設置できる事業予定地は、レクリエーション広場も含むと解釈してよろしいでしょうか？	レクリエーション広場は事業範囲に含みません。 工事ヤードとしての利用に関しては、No.6,7の回答をご参照ください。
33	要求水準書（案）	54	5	2	9	地域住民等への説明等実施業務	ア 「説明参加者からの意見等を最大限設計に取り入れること」とありますが、建設業務ですので「施工計画に取り入れること」と存じますが、最大限ではなく、実現可能性等を検討したうえで可能な限り取り入れる事と修正をお願いしたいと存じます。	前段については、要求水準書（案）(P54)第5章の2(9)「ア 事業者は、市が指定する範囲の地域住民に対して説明を実施する。説明の開催時期は、市と協議の上、事業に反映可能な時期を設定し、説明参加者からの意見等を最大限設計に取り入れること。この場合において、当該業務に係る一切の費用は、本事業に含むものとする。」の文中「設計」を「施工計画」と変更します。 後段については、ご意見として承ります。「説明参加者からの意見等を最大限設計に取り入れること」とは、説明会参加者の意見等を全て取り入れることを求めるものではなく、できる限り取り入れられるように工夫・検討することを求めるものです。工夫・検討の上、取り入れるかどうかは、市と事業者の協議の上、判断します。
34	要求水準書（案）	54	5	2	9	地域住民等への説明等実施業務	ウ 「競技団体等に対して既存施設の休場期間を周知する為に休場期間及び休場範囲等の資料を作成し説明を行うこと。」とありますが、この説明に関しては施設管理者と協議したうえで資料を作成し、施設管理者より説明の相手方、時期、方法等の指導を頂けるものと理解してよろしいでしょうか？	説明の対象者については、市・施設管理者・事業者の3者で協議の上、決定します。 時期及び方法については、事業者の提案を踏まえた上で、市・施設管理者・事業者の3者で協議の上、決定します。
35	要求水準書（案）	54	5	2	10	その他建設業務において必要な業務	ア クスノキについて、移植せず現状のまま存知する計画の場合で、枯れた場合においては新植の責務はないと考えて良いでしょうか？	移植しない場合も枝や根の切除等の建設業務起因により枯れた場合は新植として下さい。
36	要求水準書（案）	55	6	1	4	実施体制	工事監理業務の管理技術者及び専門別の担当者について、専任かつ常駐とありますが、工事内容、工程等を鑑み、専任かつ常駐を原則とするものの、合理的にその必要性がない期間等は、専任かつ常駐ではない体制を組むことも認めていただきたいと存じます。	管理技術者（工事監理）は工事監理業務期間中、専門別の担当者（構造の担当者及び昇降機設備の担当者を除く）は担当業務の期間中、継続的に要求水準及び工事状況を把握できるような実施体制及び手段を講じ業務を行うこととします。該当箇所の記載を修正します。
37	要求水準書（案）	56	6	1	6	ア 工事監理業務に係る市との調整	工事監理部会は建設部会と兼ねることが出来るとしていただきたいと存じます。	可能です。
38	要求水準書（案）	56	6	1	6	イ 市による任意の確認	「いつでも求め、確認することができる。」とありますが、工事監理業務の進捗に支障が出ない範囲でお願い致します。	原案のとおりとします。なお、市との調整は「工事監理部会（1回/月以上）」及び日常的な業務連絡等にて行います。市は、業務スケジュールの遅延や事業者の説明不足に対して「市による任意の確認」として状況の報告や書類の提出を求めます。